

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、県営土地改良事業（中山間地域総合整備 鳥獣侵入防止施設整備）相知地区の計画を定めたので、同条第 5 項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成 21 年 12 月 17 日までに佐賀県唐津農林事務所（郵便番号 847-0056 唐津市坊主町 433 番地 1 ）に提出してください。

平成 21 年 11 月 2 日

佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（中山間地域総合整備 鳥獣侵入防止施設整備）相知地区の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成 21 年 11 月 4 日から平成 21 年 12 月 2 日まで

3 縦覧の場所

唐津市役所